

(44) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

|  |                             |                             |           |
|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 会計名及び科目                                | 年金特別会計(健康勘定)                | (款) 保険収入                    | (項) 保険料収入 |
|  | (厚生年金勘定)                    | (款) 保険収入                    | (項) 保険料収入 |
| 部 局 等                                  | 厚生労働本省(平成21年12月31日以前は社会保険庁) |                             |           |
| 健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方 | 日本年金機構(平成22年1月1日以降)         |                             |           |
| 保険料納付義務者                               | 511 事業主                     |                             |           |
| 徴収不足額                                  | 健康保険保険料                     | 405,432,587円(平成20年度～23年度)   |           |
|  | 厚生年金保険保険料                   | 1,206,679,138円(平成20年度～23年度) |           |
|  | 計                           | 1,612,111,725円              |           |

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任又は委託された事務を実施している。

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとされている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所(21年12月31日以前は、社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所又は地方社会保険事務局社会保険事務室)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額<sup>(注1)</sup>を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額<sup>(注2)</sup>を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査決定するなどして徴収している(21年12月31日以前は、社会保険事務所等がこれを行っていた。)

保険料の22年度の収納済額は、健康保険保険料7兆2249億余円、厚生年金保険保険料22兆7252億余円、計29兆9502億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金<sup>(注3)</sup>の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲198ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっていた事態を掲記している。

そこで、検査に当たっては、本省及び9ブロック本部の管轄区域内に所在する206年金事務所において、短時間就労者を多数使用している事業主を中心として、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主等を含めた1,611事業主について、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかに着眼して、20年度から23年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(注3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等に60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用されて被保険者である間は、その者の標準報酬月額等が一定額を超えるなどの場合には年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

### (2) 検査の方法

本院は、本省においては、機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の206年金事務所においては、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと

思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 徴収不足の事態

検査の結果、9ブロック本部の管轄区域内に所在する168年金事務所が管轄する1,439事業所の事業主のうち511事業主について、徴収額が1,612,111,725円(健康保険保険料405,432,587円、厚生年金保険保険料1,206,679,138円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったなどのため次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の168年金事務所において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

413事業主 徴収不足額 1,515,041,522円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

54事業主 徴収不足額 49,666,154円

ウ 被保険者賞与支払届の提出を怠っていたものなど

44事業主 徴収不足額 47,404,049円

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A会社は、食品製造等の業務に従事する従業員770人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち253人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の253人について調査したところ、同会社はこのうち58人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料22,953,779円、厚生年金保険保険料30,625,131円、計53,578,910円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B会社は、土木解体工事業等に従事する従業員63人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち年金の受給権者である4人については、被保険者資格取得届が提出されると受給している特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるとの申出を受けるなどしたため、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の4人を含む被保険者でない従業員46人について調査したところ、同会社はこれら46人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料12,726,792円、厚生年金保険保険料20,814,333円、計33,541,125円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

| ブロック本部名 | 年金事務所  | 本院の調査に係る事業主数 | 徴収不足があった事業主数 | 徴収不足額       |               |           |
|---------|--------|--------------|--------------|-------------|---------------|-----------|
|         |        |              |              | 健康保険料<br>千円 | 厚生年金保険料<br>千円 | 計<br>千円   |
| 北海道     | 札幌東等12 | 72           | 22           | 17,662      | 28,790        | 46,453    |
| 東北      | 青森等8   | 97           | 21           | 15,325      | 24,060        | 39,386    |
| 北関東・信越  | 前橋等20  | 212          | 88           | 85,848      | 222,116       | 307,965   |
| 南関東     | 千葉等28  | 160          | 63           | 37,064      | 210,710       | 247,775   |
| 中部      | 岐阜南等18 | 151          | 60           | 46,898      | 77,804        | 124,702   |
| 近畿      | 大津等34  | 299          | 99           | 81,148      | 447,869       | 529,018   |
| 中国      | 鳥取等15  | 128          | 43           | 52,010      | 77,090        | 129,100   |
| 四国      | 徳島南等10 | 113          | 26           | 20,457      | 33,136        | 53,593    |
| 九州      | 東福岡等23 | 207          | 89           | 49,016      | 85,100        | 134,116   |
| 合計      | 168か所  | 1,439        | 511          | 405,432     | 1,206,679     | 1,612,111 |

上記の事態については、本省及び機構は、発生防止に取り組んできたところであるが、さらに、機構において、事業主に対する指導・啓発の徹底を図るとともに、短時間就労者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。また、本省において、機構に対する監督を適切に行う必要があると認められる。